



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 : 古 河 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 : 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 光 義
(コード番号 : 5801 東証一部)
問 合 せ 先 責 任 者 : IR・広 報 部 鈴 木 治
(TEL. 03-3286-3050)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 193 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

以下の各理由により、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものであります。

(1) 第 2 条 目的

当社グループの今後の更なる事業展開に備えるため、事業の目的を追加するものであります。

(2) 第 30 条 開催場所

大規模災害等の非常時に備えて、株主総会開催地を柔軟に選択可能にするために、本条文を削除するものであります。

(3) 第 43 条 代表取締役および役付取締役

執行役員による業務執行体制という現在の実態に即して、役付取締役に関する記載の一部を削除するものであります。

(4) 第 44 条 取締役会の招集者および議長

取締役会議長につき、取締役の互選により選定する旨への変更等を行なうものであります。

(5) 第 47 条および第 54 条 取締役および監査役の責任免除

社外取締役および社外監査役との損害賠償責任を限定する契約について、当該契約に基づく責任の限度額を法令が規定する額とする変更を行なうものであります。本変更が承認された場合、当社と現任の社外取締役および社外監査役との間で既に締結しております会社法第 423 条に定める損害賠償責任を限定する契約については、変更後の定款規定に基づき責任限度額を変更したうえで更新する予定であります。

なお、定款 47 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文記載省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)	(1)
┆ (条文記載省略)	┆ (現行どおり)
(4)	(4)
(新設)	(5) <u>発電ならびに電気の供給および販売に関する事業</u>
(5)	(6)
┆ (条文記載省略)	┆ (現行どおり)
(9)	(10)
第 3 条	第 3 条
┆ (条文記載省略)	┆ (現行どおり)
第 5 条	第 5 条
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(条文記載省略)	(現行どおり)
第 3 章 優先株式	第 3 章 優先株式
(条文記載省略)	(現行どおり)
第 4 章 劣後株式	第 4 章 劣後株式
(条文記載省略)	(現行どおり)
第 5 章 株主総会	第 5 章 株主総会
第 29 条 (条文記載省略)	第 29 条 (現行どおり)
(開催場所)	(開催場所)
第 30 条 <u>当社は、東京都各区内または横浜市において株主総会を開催する。</u>	第 30 条 <u>(削除)</u>
第 31 条	第 31 条
┆ (条文記載省略)	┆ (現行どおり)
第 37 条	第 37 条
(種類株主総会)	(種類株主総会)
第 38 条 <u>第 30 条、第 32 条から第 34 条</u>	第 38 条 <u>第 32 条から第 34 条および第 36</u>

および第 36 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第 6 章 取締役および取締役会

第 39 条

┌ (条文記載省略)

第 42 条

(代表取締役および役付取締役)

第 43 条

(条文記載省略)

2. 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 44 条

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長これを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役会長ある場合は、代表取締役会長がこれにあたる。

2. 代表取締役会長または取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

3. (新設)

第 45 条 (条文記載省略)

第 46 条 (条文記載省略)

(取締役の責任免除)

第 47 条

(条文記載省略)

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700 万円以上であらかじめ定め

条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第 6 章 取締役および取締役会

第 39 条

┌ (現行どおり)

第 42 条

(代表取締役)

第 43 条

(現行どおり)

2. 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 44 条

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長これを招集する。ただし、取締役会長ある場合は、取締役会長がこれにあたる。

2. 取締役会長または取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

3. 取締役会は、その議長を取締役の互選により選定する。

第 45 条 (現行どおり)

第 46 条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第 47 条

(現行どおり)

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p><u>た金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第48条</p> <p>┌ (条文記載省略)</p> <p>第53条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第54条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第8章 計算</p> <p>(条文記載省略)</p>	<p>第7章 監査役および監査役会</p> <p>第48条</p> <p>┌ (現行どおり)</p> <p>第53条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第54条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第8章 計算</p> <p>(現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成27年6月24日（水）

定款変更の効力発生日：平成27年6月24日（水）

以上